

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月15日
【会社名】	株式会社東海理化電機製作所
【英訳名】	TOKAI RIKA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 二之夕裕美
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	愛知県丹羽郡大口町豊田三丁目260番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

2025年6月10日に提出致しました第78期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）内部統制報告書の記載内容に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第一項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

1. 訂正の対象となった内部統制報告書の提出日

2025年6月10日

2. 訂正の理由

(1) 財務報告に係る内部統制の評価結果を訂正するに至った経緯

当社の2026年3月期の決算作業において、過年度の退職給付に係る税効果会計の処理に誤りがあり、繰延税金資産の計上が過大であったことが判明したため、2021年3月期から2025年3月期の有価証券報告書、2024年3月期の四半期報告書及び2025年3月期、2026年3月期の半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

当社は、退職金制度として確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けており、このうち確定給付企業年金制度及び退職一時金制度において税効果会計の適用対象となる税務上の一時差異が生じております。また、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度のそれぞれにおいて退職給付信託を設定しており、当該退職給付信託からも一時差異が生じております。これら複数の退職金制度及び退職給付信託に係る一時差異の内容を正確に把握し、税効果会計を正しく適用するには、会計上の高度な専門的知識と判断が必要となります。

当社においては、税効果会計の適用にあたり、要領書及びチェックリストを作成したうえで、担当者が要領書及びチェックリストに沿って決算作業を行い、上位者がその結果を改めて検証するという内部統制を整備及び運用しておりました。

しかしながら、当社の税効果会計に関する要領書及びチェックリストには、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に定められている手順が正確かつ詳細に記載されておらず、特に一時差異の性質に応じたスケジューリング及び解消見込年度毎に相殺する手順が明確にされておりました。したがって、当該状況を内部統制の整備上の不備として識別しました。また、税効果会計の適用にあたり、当社の退職金制度に係る一時差異の性質を正しく認識し、適切にスケジューリングを行い、繰延税金資産の回収可能性を判断するには会計上の高度な専門的知識と判断が必要でしたが、決算作業において十分な検証や確認がされておらず、結果として誤りが生じたものと判断しました。したがって、当該状況を内部統制の運用上の不備として識別しました。

これらの内部統制の不備が財務報告に重大な影響を及ぼしていることから、税効果会計の適用に関する決算・財務報告プロセスにおける開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

(2) 開示すべき重要な不備の内容

「3. 訂正箇所及び訂正の内容」に記載のとおりです。

(3) 訂正の対象となる内部統制報告書に開示すべき重要な不備の記載がない理由

本件事実は2026年4月に判明したため、訂正の対象となる内部統制報告書の提出日においては、当該開示すべき重要な不備を把握することができず、2025年3月期の内部統制は有効と判断するに至り、訂正の対象となる内部統制報告書に開示すべき重要な不備を識別することができませんでした。

(4) 開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置と是正の状況

当該開示すべき重要な不備については、2026年4月に判明したため、2025年3月期末までには是正することができませんでした。なお当社では当該開示すべき重要な不備に対し、今後、「3. 訂正箇所及び訂正の内容」に記載した取り組みにより、適切な内部統制の整備及び運用を図っていく予定であります。本書提出日現在、当該開示すべき重要な不備の是正には至っておりません。

3. 訂正箇所及び訂正の内容

訂正箇所は_____を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

評価の結果、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告の適正性に重要な影響を及ぼすものであり開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

したがって、2025年3月31日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社の2026年3月期の決算作業において、過年度の退職給付に係る税効果会計の処理に誤りがあり、繰延税金資産の計上が過大であったことが判明したため、2021年3月期から2025年3月期の有価証券報告書、2024年3月期の四半期報告書及び2025年3月期、2026年3月期の半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

当該訂正に至った原因は次のとおりです。

当社は退職金制度として確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けており、このうち確定給付企業年金制度及び退職一時金制度において税効果会計の適用対象となる税務上の一時差異が生じております。また、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度のそれぞれにおいて退職給付信託を設定しており、当該退職給付信託からも一時差異が生じております。これら複数の退職金制度及び退職給付信託に係る一時差異の内容を正確に把握し、税効果会計を正しく適用するには、会計上の高度な専門的知識と判断が必要となります。

当社においては、税効果会計の適用にあたり、要領書及びチェックリストを作成したうえで、担当者が要領書及びチェックリストに沿って決算作業を行い、上位者がその結果を改めて検証するという内部統制を整備及び運用しておりました。

しかしながら、当社の税効果会計に関する要領書及びチェックリストには、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に定められている手順が正確かつ詳細に記載されておらず、特に一時差異の性質に応じたスケジュールリング及び解消見込年度毎に相殺する手順が明確にされておりました。したがって当該状況を内部統制の整備上の不備として識別しました。また、税効果会計の適用にあたり、当社の退職金制度に係る一時差異の性質を正しく認識し、適切にスケジュールリングを行い、繰延税金資産の回収可能性を判断するには会計上の高度な専門的知識と判断が必要でしたが、決算作業において十分な検証や確認がされておらず、結果として誤りが生じたものと判断しました。したがって、当該状況を内部統制の運用上の不備として識別しました。

これらの内部統制の不備が財務報告に重大な影響を及ぼしていることから、税効果会計の適用に関する決算・財務報告プロセスにおける開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。また、当該開示すべき重要な不備については、2026年4月に判明したため、2025年3月期末までに是正することができませんでした。

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正し適切な内部統制を整備及び運用するために、以下の取り組みを行います。

- ・税効果会計に関するものを始めとして、要領書及びチェックリストにおいて、対象となる会計処理の複雑性や特殊性を十分に踏まえたものとなるように記載の見直しを行う。
- ・税効果会計の適用に重点を置いた研修を含む専門能力の継続的な向上を図り、決算作業において予断を持たず深度ある検証と確認を行う。
- ・事業環境の変化や新規事象の発生に伴う重要な会計論点については、慎重な検討を行うとともに、当社の監査法人とより適時に頻度高く協議を行う。

以上